平成26年度 社会福祉法人芙蓉会事業計画

「自分を愛するように隣人を愛しなさい」 「子どもとお年寄りの幸せのために」

いつも、本会事業の推進にあたり種々ご協力を賜り、誠にありがとうございます。今、政府の規制改革会議では「介護・保育等事業における経営管理の強化」が昨年 12 月にとりまとめられ、現在も「最優先案件」としての審議が続けられています。社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、一定の規制の下で事業を実施することや、地域の福祉ニーズに対応することが求められていることから補助金や税制優遇を受けているものと整理されていますが、規制改革会議においては、社会福祉法人の取り組みの実態に対する疑問も投げかけられているところです。そのため各社会福祉法人は、社会福祉事業の質をより高める不断の努力と、地域のニーズをひろい制度の狭間を埋めるための取組み等を積極的に行うことにより、高いしていて社会の信頼を得ていかなければならないと考えます。

そのため各福祉施設が社会福祉事業以外に取り組んでいる多様な地域福祉に関するサービスを積極的に進めなければならない時代になってきていると思います。

以上の状況を考慮し、当芙蓉会の法人本部・みどり園・ひまわり園・みぎわ園各事業の 計画案を提出いたします。

「法人本部」

社会福祉法人に求められている先駆性や開拓性、安定性や継続性に着目し地域社会とともに歩む社会福祉法人芙蓉会をめざして更なる「高い公益性(適正な法人経営)」「事業経営の透明性の確保(1.経営方針、経営状況等を組織内で共有する。2.秘密情報を限定し可能な限り情報を行き渡らせる。一方、秘密情報は厳密に管理する。3.理事会、監事及び評議員会に必要な情報を提供する。情報伝達の迅速性を確保する。)」を示して地域社会の信頼性を一層深めるように推進して参ります。

また、利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理を行います。

最後に、今年度は新任職員研修で外部講師(倉坂裕子氏)による「社会人の基本と 仕事の覚え方、人間関係の基本の心理学、信頼されるコミュニケーション」について 学び職員の資質向上に努めより質の高いサービス提供を目指して参ります。

児童養護施設「ひまわり園」

厚生労働省は社会的養護の将来像として「施設の小規模化・地域分散化」を打ち出しました。平成27年度から15年間を推進期間と位置づけし、26年度末までに県は「都道府県推進計画」を策定することとなっています。同時に施設としては「家庭的養護推進計画」を策定することとなっており、「本体施設は45人以下で小規模グループケア化」その他についても「ファミリーホーム等の小規模化、地域分散化」「里親支援」という形で推進していくことと明示されています。しかし、その実現には「人材確保と技能向上」「経済的問題」などの大きな課題があります。この問題は社会情勢の動向を見ながら長期的視野に立って考えていくべき課題であります。

平成26年度は、こうした情勢を踏まえながら将来的なひまわり園のあり方を検討

しつつ、今置かれている状況の下で、以下に示す基本目標に基づき、職員の技能向上 および児童養護サービスの向上に努め、安全で安心な暮らしを子どもたちに保障し、 社会的自立ならびに家族再統合に向けて、関係機関、地域、学校、保護者と連携、協 働して事業を推進します。

地域小規模児童養護施設「ひろみ」(児童養護施設ひまわり園加算事業)

本体施設の支援の下、地域の中での生活体験を基盤に、家庭的な環境の中で、より個別的な関わりを持ちながら、個別のニーズに沿ったサービスを提供することを目指します。

本年度は、高校生2名、中学生3名の計5名の児童で事業を開始します。

措置延長をしていた児童が退所したので、1名の空きがあります。出来る限り早めに1名、入所できるように本園、各関係機関と協議していきます。

今年度は高校3年生が1人、中学校3年生が2人と進路を決める児童がおりますので、児童が自分で進路を選択し、それに向かって努力出来るように支援していきます。その他の児童についても、全員が中高生以上になるので、児童が主体的に生活を送ることが出来るように支援し、それぞれに必要な自立支援を行っていきます。

平成26年度は本体施設の支援のもと、以下の基本目標に基づき、職員の技能向上 および児童養護サービスの向上に努め、安全で安心な暮らしを子どもたちに保障し、 社会的自立並びに家族再統合に向けて、関係機関、地域、学校、保護者と連携・協働 して事業を推進します。

乳児院「恩賜記念みどり園」

社会福祉法人芙蓉会創立の理念に沿い、乳幼児の人格発達における乳児期の重要性に鑑み、定員は乳児30名であるが、前年度の入所児童の減少から暫定定員24名での事業を計画し、社会福祉法及び児童福祉法に則り、下記の基本目標や実施目標を中心に据え、別添資料の通り事業を進める。

また、厚生労働省が平成27年度迄に策定をするように指導が行われている、家庭的養護推進計画の完成に向けて、社会的養護の供給量の再検証や、養育体制の再構築をする年度となる。平成27年度に向けて適正な定員の設定が急務であり、暫定定員ではあるが、定員減を視野に入れた養育体制の実施を試みる。

また、看護師の定員が満たせないため平成26年度は小規模グループケアの実施は見送るが、子ども達の安心や安全の確保を第一に考え、今日まで実施してきた「心を育てる養育」を継続しながら、子ども達により良い養育環境を提供できるように、養育単位の小規模化と、家庭との連絡調整を密に行い、早期家庭復帰及び、里親委託の推進を心掛けた養育を行う。

特別養護老人ホーム「みぎわ園」

本年度は、一昨年来計画推進を目途とした新規事業「地域密着型複合サービス みぎわの里」の建設運営に向けた事業実施が重点となります。今泉・吉原・伝法地域を主たるエリアとした 24 時間体制の介護、看護サービスの提供であります。法人理念を事業実施の背景とした姿勢の下「今必要とする介護サービスは」の実践に向け期する所が大であります。

消費税8%の改正は、介護報酬単価のみに0.63%の上乗せがあるものの利用者に提供

する食費、居住費、その他医薬品等では全て施設負担であり、物品購入及び各種経費での節約と効率的運用が求められています。特に生活必需品及びライフラインにかかる費用の転化を見据えつつ、応分の負担を求める事の検討も視野に入れる必要を感じています。省エネ対策大型経費の削減を念頭に入れつつ、効率的運用を図る上でのエネルギー受給の削減が今後の大きな視点となると考えています。

介護現場に於ける動きの中では、要介護者の重度化する入居待機者の中にあって医療的内容の濃い介護、看護が求められ、いかに日々の入居生活に満足の出来るケア実践ができるか、ターミナルケア(看取り)に向かう時、命の尊厳と充実、その実践にどのような支援が出来るかが、介護看護の智恵と質が問われてきています。又通所系サービスにおいては、サービス内容の差別化が求められてきており、旧態依然とした「施すサービス」から自立と欲求の受け止められる内容へと転換が求められて来ており、大きく方向を検討すべき時期に来ています。これらを総合する時、職員の資質の向上とやる気を引き出す人材管理が求められる年度となります。